

消 防 危 第 2 0 7 号
平成18年10月 6日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長

危険物施設における変更許可申請等の適切な実施について

危険物施設において変更工事を行う場合については、消防法（昭和23年法律第186号）第11条の規定により、市町村長等の許可等を受ける必要がありますが、今般、別紙のとおりコスモ石油株式会社の複数の事業所において無許可で変更工事が行われていたことが判明いたしました。

危険物施設の安全確保のためには、市町村長等が、変更工事の内容が消防法令の定める技術基準に適合しているものであることを確認することが必要ですので、各都道府県におきましては、危険物施設を有する事業所に対して変更許可申請等の実施の徹底について指導するとともに、無許可による変更工事を把握した場合には、迅速な違反処理（「危険物施設の変更工事に係る完成検査等について」（平成11年3月17日付け消防危第22号消防庁危険物規制課長通知）に基づく認定事業所の認定取消し等を含む。）を実施していただくようお願いします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知していただくようお願いします。

なお、関係業界団体に対しても、別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

<連絡先>

消防庁危険物保安室

担当 秋葉、松本

TEL 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534

別紙

無許可で変更工事を行った事業所

事業所所在地	事業所名	無許可変更工事を行った施設
千葉県市原市	千葉製油所	製造所 屋外タンク貯蔵所 一般取扱所 移送取扱所
大阪府堺市	堺製油所	製造所 移送取扱所
香川県坂出市	坂出製油所	移送取扱所

注 1) コスモ石油株式会社堺製油所は、9月13日、堺市高石市消防組合消防本部において認定事業所の認定の取消し処分を受けている。

注 2) コスモ石油株式会社坂出製油所は、9月20日、坂出市消防本部において認定事業所の認定の取消し処分を受けている。

注 3) 消防法令の違反の調査期間は、千葉製油所は平成7年1月から平成18年8月まで、堺製油所及び坂出製油所は平成9年4月から平成18年8月までである。

消 防 危 第 2 0 7 号
平成18年10月 6日

石油連盟会長
社団法人日本化学工業協会会長
石油化学工業協会会長
社団法人日本鉄鋼連盟会長
電気事業連合会会長

} 殿

消防庁危険物保安室長

危険物施設における変更許可申請等の適切な実施について

危険物施設において変更工事を行う場合については、消防法（昭和23年法律第186号）第11条の規定により、市町村長等の許可等を受ける必要がありますが、今般、別紙のとおりコスモ石油株式会社の複数の事業所において無許可で変更工事が行われていたことが判明いたしました。

危険物施設の安全確保のためには、市町村長等が、変更工事の内容が消防法令の定める技術基準に適合しているものであることを確認することが必要ですので、各団体におかれましては、加盟各社に対して、消防法令に基づく変更許可申請等の適切な実施について周知徹底されるようお願いいたします。

なお、都道府県等に対しても、別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

<連絡先>

消防庁危険物保安室

担当 秋葉、松本

TEL 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534